

いずみ訪問看護ステーション
(訪問看護・介護予防訪問看護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社いずみが開設する、いずみ訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問看護及び、介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、主治医が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、看護師等が訪問看護で、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者・要支援者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、主治医の医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。

- 1 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する
- 2 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関、地域包括支援センター、住民による自発的な行動による介護予防、訪問サービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者と密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名 称 いずみ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 広島県福山市東陽台一丁目11番9号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。

- (1) 管理者 常勤1名（兼務）

- ①主治医との連絡調整及び報告
- ②看護職員およびリハビリ職員等の管理
- ③訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導
- ④利用者の状態把握とサービスの査定
- ⑤利用者の看護方針、手順の作成
- ⑥利用者の記録保存・管理
- ⑦関係機関との連絡調整
- ⑧事業計画、事業報告の作成
- ⑨設備、備品等の衛生管理
- ⑩管理事務処理並びに経理処理

(2) 看護職員 保健師、正看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上
(内、常勤1名以上)

- ①利用者の状況把握とサービスの査定の協力
- ②(介護予防)訪問看護計画の作成(ただし准看護師は除く)
- ③訪問看護の実施および訪問看護実施内容の記録及び報告
- ④必要に応じ主治医との連絡調整
- ⑤管理者への協力

(3) リハビリ職員 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数
※必要に応じて雇用する

- ①在宅におけるリハビリテーション

(営業日・営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。

(1) 営業日

原則として月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

8時30分から17時30分までとする。電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定(介護予防)訪問看護の提供方法)

第6条 指定(介護予防)訪問看護の提供方法は、以下の通りとする。

(1) 利用者が主治医に申込み、主治医が交付した訪問看護指示書(以下「指示

書」という。)により、看護職員もしくはリハビリ職員が利用者を訪問して(介護予防)訪問看護計画書を作成し、指定(介護予防)訪問看護を実施する。ただし、(介護予防)訪問看護計画書の作成については准看護師を除く。

(2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、主治医の指示書の交付を求めるように助言する。

2 いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承の上、訪問を開始する。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第7条 指定(介護予防)訪問看護の内容は、以下の通りとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の教育助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 在宅におけるリハビリテーション
- (9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (10) その他医師の指示による処置

2 サービスの回数と時間

(1) 介護保険の対象者

介護保険の要介護・要支援の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」で無い方は、居宅サービス計画に沿った訪問回数とし、訪問時間は20分未満・30分未満・1時間分未満・1時間30分未満のいずれか、又は、利用者の希望と必要性により、それ以上の時間も可能とする。

(利用料)

第8条 利用料金等は、以下の通りとする。

1 指定(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その一割または二割または三割の額とする。料金表は別添の通りとする。

2 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。

3 通常の事業の実施地域（第11条に定める地域）を越えて行う指定（介護予防）訪問看護に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から片道5km未満の場合は100円、片道5km以上の場合は200円を徴収する。

4 キャンセル料については、前日までは無料、当日の場合2,000円を徴収する。

5 利用料金は原則として、金融機関への振込とするが、利用者の希望により、訪問時毎、または、1か月毎の集金も可能とする。

6 料金については、あらかじめ利用者や家族に文書で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する文書に署名、捺印をしてもらうこととする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師、利用者と確認し指定（介護予防）訪問看護を開始するものとする。

2 看護職員およびリハビリ職員は、指定（介護予防）訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとする。かかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

3 看護職員およびリハビリ職員は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（相談・苦情対応）

第10条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

（介護保険指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域）

第11条 指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域は、福山市（ただし走島町は除く）、笠岡市、井原市、府中市とする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第12条 本事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講ずる。

1) 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を設置する。

- 2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 3) 虐待防止のための従業者に対する研修を実施する。
 - 4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 本事業所は、サービス提供中に、該当事業所の従業者または養護者（利用者の家族等を擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

（個人情報の保護）

第13条 本事業所は、利用者の個人情報保護について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定する「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに遵守するものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での訪問看護サービス以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第14条 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。

2 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。

3 カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。従業者が利用者や利用者の家族からハラスメントを受けた場合や、利用者やその家族が事業所の指示に従わない場合、サービスの提供を制限することができる。

4 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

1. 職員は業務継続計画について周知し、研修及び訓練を定期的に変更を行う。
2. 定期的に変更計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体拘束等の原則禁止)

第16条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他の運営についての留意事項)

第17条 社会的使命を認識し、看護師等の資質向上を図る為の研修の機会を設けることとし、また業務体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、職員でなくなったあとにおいても同様とする。従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社いずみといずみ訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、福山市暴力団排除条例(平成24年4月1日福山市条例第10号)に規定する暴力団を利することとならないようにする。

附則

この規程は平成30年2月1日より施行する。

令和3年3月1日 一部改訂

令和6年4月1日 一部改訂

令和7年4月1日 一部改訂